

<宛先>

株式会社データウェア [FAX:03-5366-6862]

(〒162-0067 東京都新宿区富久町16-8 新宿ユニオンビル301)

お申込日 年 月 日

## DataWare-NET 契約申込書

「DataWare-NET利用規約」(裏面)に定める各条項に同意した上で、サービス利用契約を申し込みます。

契約社情報	所在地	〒								
	法人名									
	部署名									
	担当者名					役職				
	TEL					FAX				
	e-mail									
	業種									
お試し ID	T	R	Y					※トライアル IDをお持ちの方はご記入ください。		
掲示公告調達情報配信	※ご契約のコースに☑チェックして下さい。別途消費税がかかります。									
	発注機関 グループ数	年払い	月払い	発注機関 グループ数	年払い	月払い				
	10グループ	<input type="checkbox"/>	¥100,000	<input type="checkbox"/>	¥10,000	50グループ	<input type="checkbox"/>	¥352,000	<input type="checkbox"/>	¥35,200
25グループ	<input type="checkbox"/>	¥228,000	<input type="checkbox"/>	¥22,800	51グループ以上	<input type="checkbox"/>	¥400,000	<input type="checkbox"/>	¥40,000	
落札情報検索	単体利用	<input type="checkbox"/>	¥150,000	<input type="checkbox"/>	¥15,000	オプション	<input type="checkbox"/>	¥50,000	<input type="checkbox"/>	¥5,000
お支払方法	<p><input type="checkbox"/> 年払い (銀行振込) : お申し込み後に請求書を発行 <input type="checkbox"/> 月払い (自動口座振替) : 毎月27日に自動口座振替 ※初回または2回目までは銀行振込 <input type="checkbox"/> 月払い (銀行振込) : 每月請求書を発行 なお、振込手数料は、お客様負担とさせて頂きますので、予めご了承ください。 お支払に関する詳細は、別途郵送いたします書類をご確認ください。</p>									
初回ご入金予定日	年 月 日				初回請求ご希望日		月 日			
ご契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日									
備 考	※弊社へのご連絡事項がございましたらご記入下さい。									
販売パートナー 記入欄 (※印は必須)	会社名	※			担当者	※				
	TEL	※			FAX	※				
	e-mail	※			備考					
【提供】 (株) データウェア 〒162-0067 東京都新宿区富久町16-8 新宿ユニオンビル301 TEL 03-5366-6861 (代表) FAX 03-5366-6862 e-mail info@data-ware.co.jp										

### 【備考】

\*ご記入いただいた情報の取扱については、(株)データウェアの「個人情報保護方針」に基づき管理させていただきます。

<http://www.data-ware.co.jp/privacy/index.html>

\*上記の情報は、DataWare-NETおよび各種サービスについてのご案内、サービスの提供・ご連絡のほか、審査、管理、

その他お客様とのお取引を適かつ円滑に履行するために利用させていただきます。

\*審査の結果によっては、ご利用のご希望に沿えない場合がございますのでご了承下さい。

ID

受信	入力	請求	入金

## DataWare-NET利用規約

- 第 1 条 「DataWare-NET」（以下、本サービスという）は、株式会社データウェア（以下、当社という）がインターネットを通じて収集および提供する官公庁調達情報サービスであり、顧客は本サービスに係るデータ、画像、映像、ソフトウェア等の知的所有権など全ての権利は当社および当社への情報提供者に帰属することに同意する。
- 第 2 条 顧客は本サービスおよび本サービスより受信する電子メールに、第三者の広告が掲載されることに同意する。
- 第 3 条 本利用規約で規定される当社に係る免責条項は全て当社代理店にも適用される。
- 第 4 条 当社は顧客に対し、本契約の有効期間内に顧客が本サービスを利用する限定的、非独占、非譲渡の権利を本契約に記述された条件に基づいて許諾する。顧客は使用権を許諾された範囲で、本サービスを利用することができます。
- 第 5 条 顧客は当社が顧客に対して文書で通知することにより、本サービスのプログラム、情報内容等を変更することがあることに同意する。
- 第 6 条 顧客は本サービスより受信する電子メールを第三者に転送すること、および本サービスにメーリングリストの電子メールアドレスを登録することを禁止することに同意する。また、本サービスに係るデータ、マニュアル等またはそのコピーを有料、無料を問わず第三者に提供しない。
- 第 7 条 顧客は本サービスおよび本サービスの提供にかかるソフトウェア、全てのハードウェアへの不正アクセス、リバースエンジニアリング等の本サービスの解析、その他本サービスの運営に支障を与える行為は行わない。
- 第 8 条 顧客が本サービスの利用を開始するための申し込みは、「DataWare-NET 契約申込書」（以下、契約申込書という）に記載の通りとする。また、所在地、部署名等、当社への申請内容に変更が生じた場合には、速やかに変更内容を記載した電子メールを当社または代理店へ連絡するものとする。当社および代理店は顧客の最新の情報を有効とする。
- 第 9 条 顧客は本サービスを利用するため必要となる端末機器、通信機器とその利用回線サービス、およびOS等の基本ソフトウェア、電子メールソフトウェア、ブラウザソフトウェアを、用意または購入することに同意する。それら基本ソフトウェアや電子メールソフトウェア、ブラウザソフトウェアを顧客が正しく導入していなかった場合に発生する同ソフトウェアの著作権にかかる問題などについては顧客が責任を以って解決し、当社および代理店には一切迷惑をかけない。
- 第 10 条 本サービス利用料金の支払方法は、顧客が契約申込書に記載した年払い、月払いのいずれかが適用される。年払いの場合、顧客は記載の料金に基づく年間利用料金の請求を当社または代理店から受けた後 1 ヶ月以内に、当社または代理店の指定する銀行口座に振り込み支払う。月払いの場合、顧客は記載の料金に基づく月間利用料金の請求を当社または代理店から受けた後 1 ヶ月以内に、当社または代理店の指定する銀行口座に振り込み支払う。若しくは顧客の預金口座からの自動振替によるものとする。
- 第 11 条 当社はサービス利用料金を、顧客に対して 1 ヶ月前までに文書で通知したうえで改定することができる。当社が顧客に料金の改定を通知し、顧客が改定日の 15 日前までに当該改定に応じない旨文書で通知したときは、契約満了日を以って本契約は終了する。
- 第 12 条 本契約の有効期限は、契約申込書に記載の利用開始日から 1 年経過後の月末日までとするが、契約満了日の 30 日前までに顧客、当社または代理店のいずれからも文書による解約の申し出がないときは 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。ただし、顧客が支払いを停止した時、または手形および小切手の不渡りを出した時、破産、民事再生、会社更生等の申し立てをなしました申し立てを受けた場合、その他これに準ずる場合は本契約は自動的に終了する。
- 第 13 条 顧客または当社いずれかが本規約に規定した条項のいずれか 1 つにでも違反し、その催告の受領にもかかわらず 30 日以内に是正されない場合、顧客または当社は本契約を解除することができる。その際、顧客の違反により本契約を解除した場合には、既に請求および支払が完了した利用料金の返還は行わない。また、当社の違反により本契約を解除した場合には、解除した翌月から本来の契約満了日までの利用料金を、顧客の指定口座に返却するものとする。
- 第 14 条 本契約が満了または終了した場合、顧客または当社いずれかからの請求に基づき、本契約に係る全ての情報およびその写しを申し出た当該者に返却するか、あるいは申し出た当該者の指示により廃棄する。
- 第 15 条 本サービスで提供される情報は、当社が信頼できると考える情報提供者から取得されるが、その正確性、完全性は保証されない。当社は本サービスが提供する情報の誤りを訂正するため自己の費用で合理的な努力を尽くすが、当社の責任はそのような訂正の費用に限定される。
- 第 16 条 当社は本契約、本サービスの提供、本サービスの中止、本サービスの運用中の事故等によって、直接または間接的に生じた顧客またはそれ以外の第三者の損害については、その内容、方法の如何にかかわらず賠償の責任を負わない。また、顧客は本サービスに基づく第三者との損害賠償請求などの訴訟に当社および代理店を引き込まないことに同意する。
- 第 17 条 機器の故障、回線の異常、電力の不安定、火災その他偶発事故、その他当社の合理的管理を超えたシステムダウン、通信上のトラブル、または天災、地震、戦争、テロ等の影響によるトラブルによって顧客が本サービスを利用できなかつた場合、当社または代理店は本契約の不履行の責任は負わない。
- 第 18 条 顧客は、当社の書面による同意なしに本契約に基づく権利、義務を譲渡することはできない。
- 第 19 条 顧客の故意過失により当社が損害を被った場合には、当社は当該顧客に対して損害賠償請求ができるものとする。
- 第 20 条 本契約に関する一切の紛争の専属的管轄裁判所は東京地方裁判所とする。
- 第 21 条 本契約に定めのない事項または本契約条項の解釈について疑義が生じたときは、各当事者協議のうえ、誠意をもってその解決に当たるものとする。

以上